

結果まとめ

クリーンウッド法に基づく木材調達にあたっての合法性確認の実態把握アンケート

2019年12月5日公表

フェアウッド・パートナーズ

(地球・人間環境フォーラム/国際環境 NGO FoE Japan)

1. 調査概要

○調査期間：2019年7月19日～8月9日

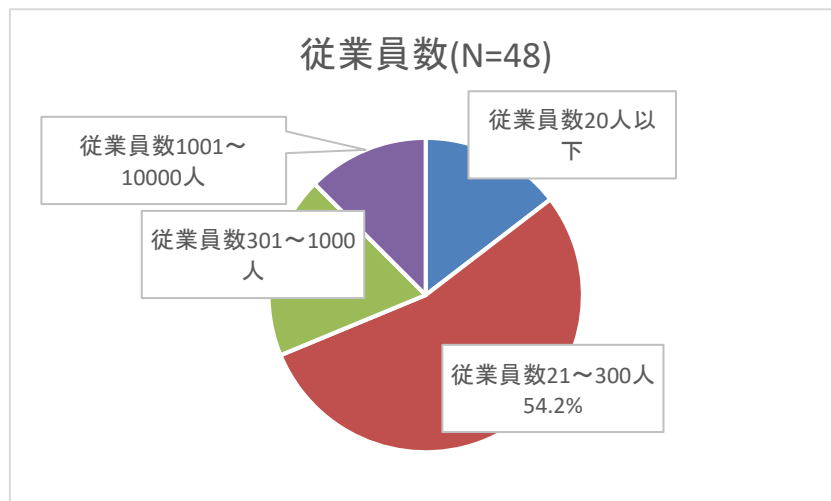
○調査方法：クリーンウッド法に基づき第1種事業登録を行った事業者269社（2019年6月4日現在）に対し、郵送またはウェブページ上での回答方法によるアンケート調査を行った。さらに、アンケート回収後、いくつかの事業者に個別にメールおよび電話により聞き取り調査を行った。

○有効回答数：49（回収率18.2%）

2. 分析

(1) 従業員数

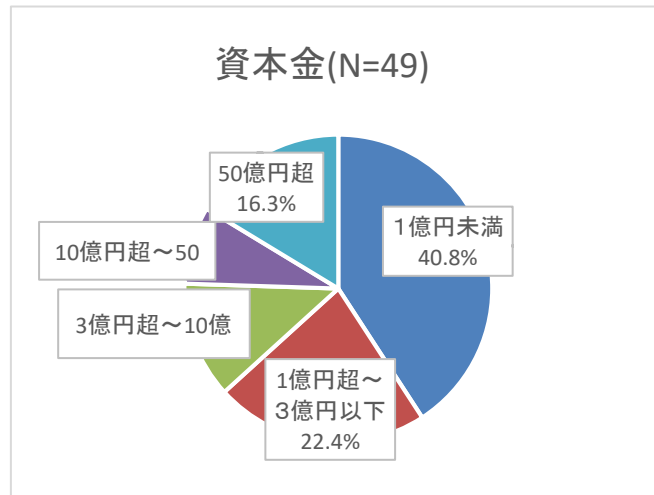
回答事業者の業種をみると、46事業者中17事業者が木材製品等の製造・加工・販売・輸出等の事業を登録している（問1-1）ことから、中小企業基本法における「製造業その他」での中小企業の定義「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人」に基づいて、従業員数が300人以下の事業者の割合をみた。その結果、従業員数が300人以下の事業者の割合は68.8%にのぼり、中小規模の事業者が3分の2を占めていることが分かった。また、「製造業その他」の中小企業のなかでも従業員20人以下が該当する「小規模企業者」は14.6%となっていた。



(無回答の1事業者を除く48事業者の回答結果)

(2) 資本金

回答事業者の資本金についても、従業員数と同様、中小企業基本法の「製造業その他」の定義に基づいて分類し、資本金が3億円以下の事業者の割合をみたところ、その割合は63.2%と3分の2を占めていた。



(3) 事業内容 (問 1-1)

回答事業者の事業内容は、「木材製品の輸入」が29事業者ともっとも多く、その内訳は、製材、合単板、集成材の取り扱いが多くなっていた。そして「原木の販売」を行っている事業者24がそれに続いていた。原木を直接譲り受けて木材製品を取り扱う事業者は17事業者が該当していた。なお、回答事業者の事業内容から、国産材を調達し、製材を行っている事業者も含まれる。

回答事業者の事業内容(N=49、複数回答可)

木材の輸出入/製造/加工/販売	回答事業者数	内 訳							
		製材	合単板	集成材	チップ	家具・建具	紙・パルプ	その他	無回答
原木の輸入	8								
木材製品の輸入	29	(18)	(12)	(12)	(7)	(3)	(6)	(5)	(3)
(原木を直接譲り受けて)木材製品等の製造・加工・販売・輸出等	17	(8)	(3)	(1)	(8)	(0)	(1)	(2)	(4)
原木の販売	24								
その他	1								

(4) 合法性確認を行う責任部署および責任者の役職 (問 1-2)

クリーンウッド法が求めている「必要な体制の整備」の一つに、「責任者の設置」が挙げられていることに関連して、合法性確認を行う責任部署と責任者の役職についてたずねた。

総合商社を除き、さらに、小規模事業者(従業員数20人以下)を除いた事業者に絞って(39事業者)、「取締役以上」が責任者であると回答している事業者の割合をみると、33.3%(13事業者)となっていた。

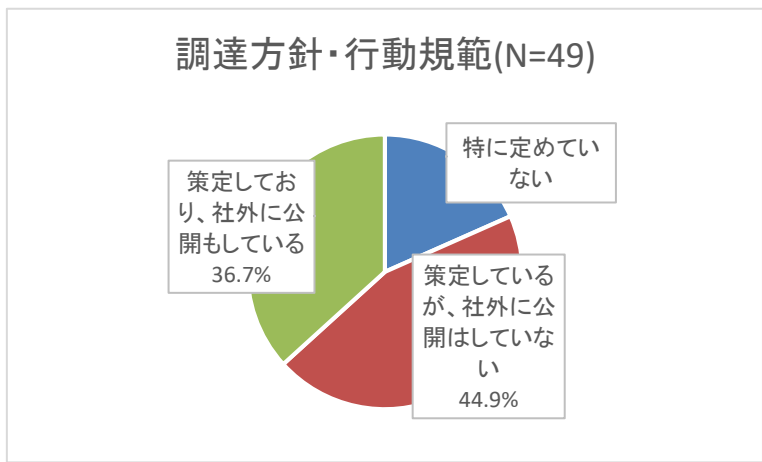
また、問1-2について有効な回答をした48事業者のなかで、合法性確認措置を行う責任部署を「入荷・調達に関する部署」と回答した事業者の割合は79.1%にのぼり、次いで「その他」(18.8%)、「環境・CSRに関する部署」(2.1%)となっていた。なお「その他」の回答には、小規模事業者であって複数の部署が存在しない事業者も含まれる。

以上から、多くの事業者は、合法性確認措置の責任を入荷・調達の現場の担当者にゆだねていることが分か

った。責任者が取締役以上となっている場合は、合法性確認に全社的に取り組む体制を敷いているものと仮定すると、木材の取り扱いを専門としている事業者のなかで、全社的に取り組む体制を敷いていると考えられる事業者は、従業員数 21 人以上の事業者のなかでは 3 分の 1 程度であることがわかった。

(5) 合法性等に関する調達方針や行動基準の策定有無（問 1-3）

木材・木材製品の合法性や持続可能性に関する調達・購入方針や行動規範を定めているかどうか、たずねたところ、「特に定めていない」との回答は 2 割弱にとどまり、策定している事業者は、公開・非公開含め 81.6% にのぼった。ただし、それを社外に公開している割合は全体の 36.7%にとどまった。定めている事業者が多くなっているのは、グリーン購入法への対応のために林野庁が策定した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示されている証明方法の一つである、「団体認定制度」を導入している事業者が多く、自社での調達方針や行動規範の策定がすすんでいるためではないかと考えられる。



(6) 合法性確認措置の内容（問 2-1）

合法性確認措置の内容を、省令に具体的に記述されている内容（項目 1～5「書類による樹種情報や伐採国・地域などの情報の入手」と、項目 1～5 によっては合法性が確認できなかった場合に講じる追加的措置（項目 6 以降）に分類した。さらに、項目 6 以降の項目は以下のように分類した。項目 6 は「項目 1～5 の情報によっては合法性が確認できない場合に、国からの情報やサプライヤーとの取引実績等を踏まえて確認」、項目 7～11 は、「項目 1～5 の情報によっては合法性が確認できない場合に、国やサプライヤー以外の第三者（NGO を含む）から、項目 1～5 の関連情報を入手・確認」、項目 12～17 は、「項目 1～5 の情報によっては合法性が確認できない場合の、項目 6～11 以外の措置」である。

回答事業者は、これらの合法性確認の項目のうち、項目 1～6 を中心に採用している傾向があることが分かった。なかでも項目 5「伐採地の法令に適合していることの証明書類の入手」については、ほとんどの事業者（49 事業者数中、46 事業者）が採用していた。ただし、項目 5 以外の項目 1～4 および項目 6 の採用状況は 7 割台にとどまっており、法律で求められている書類上の確認も十分に行われていない状況が明らかとなった。

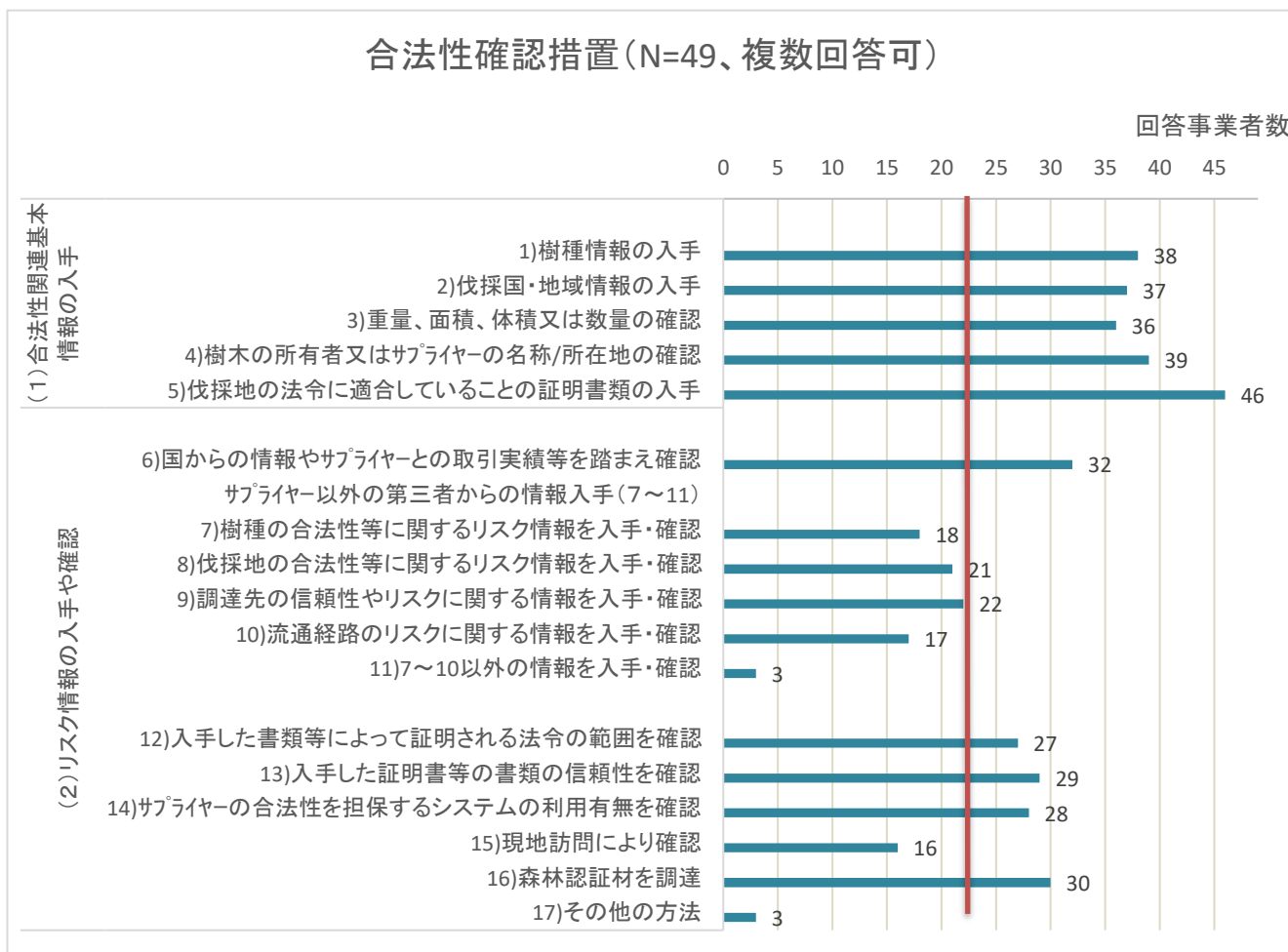
項目 12～17 の措置の採用状況については、項目 1～6 に比べて若干低くなっていた。また、第三者からの情報に基づく確認措置（項目 7～11）を採用している事業者はさらに低く、いずれも半数に届いていなかった。

なお、第三者からの情報に基づく項目 7～10 以外の確認措置（項目 11）の自由記入欄には、産地国の法令に遵守しているかの確認、CPI（腐敗認知指数）、NEPCon¹、現地における法令の運用状況の確認、などの記述が

¹ 土地利用管理に関連する森林保全や気候変動分野に取り組む非営利団体。欧州木材規則（EUTR）におけるモニタリング団体の認定を受けている。

みられた。さらに、項目 12～16 以外の確認措置（項目 17）の自由記入欄には、森林組合等による森林経営計画・伐採届等の確認、業界団体等の第三者監査を年に 1 度実施、市町村からの伐採許可書や認定を受けている経営計画書で確認、などが挙げられていた。

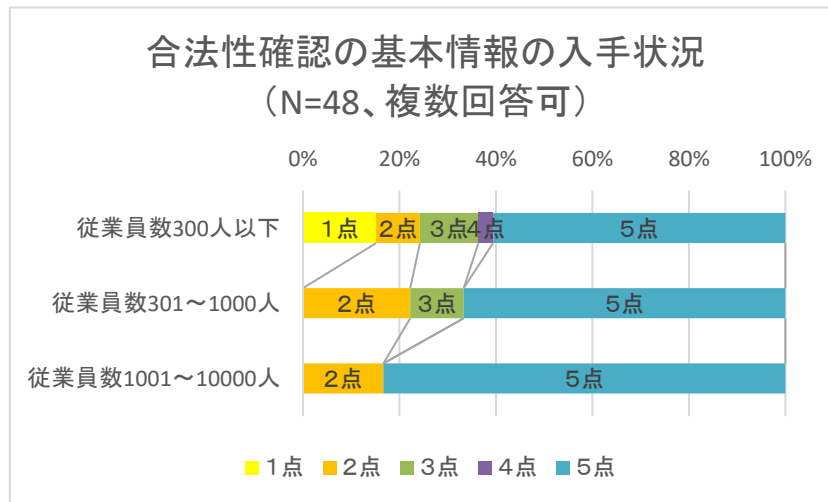
項目 1～5 によって確認できなかった場合に、もう一つの追加的措置として、クリーンウッド法では「合法性が確認できない木材等を取り扱わない」との措置も定められているが、項目 17（その他）にこの記述はみられなかった。



注：縦の太線は、回答事業者数の半数 24.5 の線

< 基本情報の入手による合法性確認が採用されていない理由 >

項目 1～5 の 5 つの基本情報の入手について、採用しているかどうかを 5 点満点で点数化し、企業規模（従業員数）別に採用状況を比較した。その結果、従業員数が少ないほど、基本情報の入手項目は少なくなっていた。



そこで、従業員数 300 人以下で点数が 1 点、2 点、または 3 点の 12 事業者の特徴をみたところ、国産材のみを扱っているか、または国産材を主に扱っていると考えられる事業者が 9 事業者と多くなっていた。また、これらの事業者は、項目 6 以降の採用も低くなっていた。このことから、これらの事業者は合法性確認のプロセスにおいて、国産材は違法であるリスクが低いと判断しているために、点数が低くなっている可能性がある。

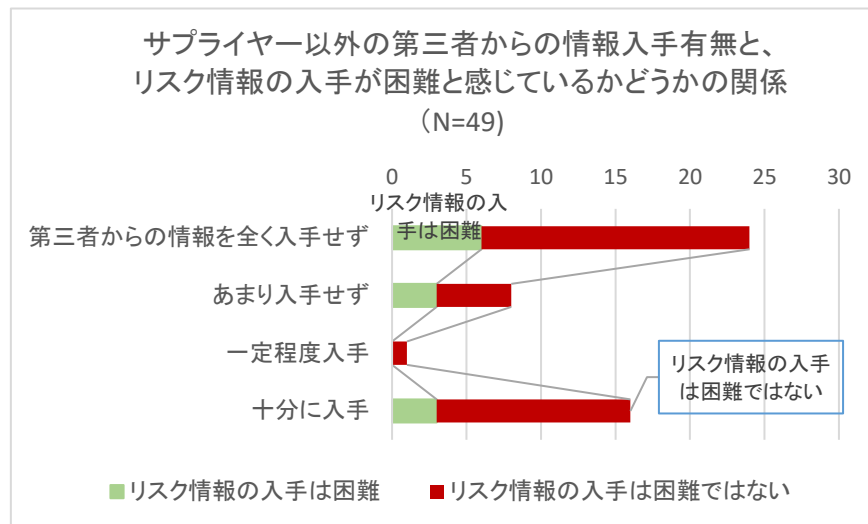
<項目 6 以降による合法性確認が採用されていない理由>

項目 6 以降の確認措置、すなわち事業者が木材取引に伴って受け取る書類や情報の確認以外の措置の採用状況は、上述のとおり低くなっている。このことと、合法性確認の問題点として「合法性証明等の書類を請求することに手間や時間がかかる」との回答（問 2-4）が 25 事業者にのぼっていることから、書類上の確認以外に追加の措置を行うことについて、多くの企業が負担に感じていると推測される。

<項目 7~11 による合法性確認が採用されていない理由>

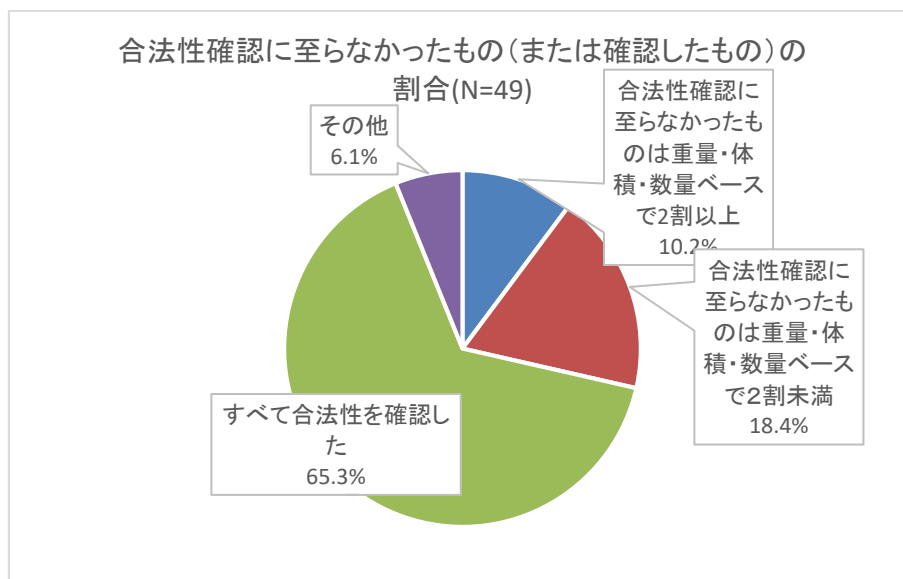
ただし、NGO など第三者が発信している情報に基づく確認（項目 7~11）は、項目 12~17 に比べて多くの手間や時間を要するものではないと考えられるにもかかわらず、これらの採用が低くなっている。このように第三者の情報に基づく確認措置の採用が低い理由を明らかにするため、第三者からの情報に基づく確認措置（項目 7~11）の採用状況と、合法性確認の問題点として、「樹種や伐採地、流通経路やサプライヤーに関するリスク情報の入手が困難」と感じているかどうか（問 2-4）の関係をみた。項目 7~11 のいずれも全く入手していないか、あまり入手していないとの回答事業者と、リスク情報の入手が困難と感じている事業者が一致している場合が多ければ、第三者が発信する情報の存在を知らない、または、第三者の情報を信頼性に不安がある等により避けている事業者が多いという可能性を指摘できるが、4 事業者と少数にとどまった。

他方、下記グラフにみられるように「第三者からのリスク情報を全く入手していない」との回答と、「リスク情報の入手は困難ではない」との回答に高い関連が示されていたことから、第三者からのリスク情報によらずともリスク情報の入手は可能であると考えている事業者が多いことが分かった。このことから、項目 7~11 の確認措置の採用が低いのは、項目 12~17 を採用すればそのリスクを軽減することにつながり、それによって合法性を確認したと考えている事業者が多いことによると考えられる。つまり、項目 7~11 のリスク情報の入手が不可欠であるという理解が、事業者のあいだで浸透していないことが分かった。



(7) 合法性確認に至らなかったもの（または合法性を確認したもの）の割合（問2-2の(1)）

各事業者が取扱っているすべての木材・木材製品のなかで、合法性確認に至らなかったものおよび、合法性確認したものの割合についてたずねたところ、「合法性確認に至らなかった」と回答した事業者は 14 事業者（28.6%）を占めていた。このうち、「重量・体積・数量ベースで2割以上が合法性に至らなかった」と回答した企業は 5 事業者（全体の 10.2%）にとどまっていた。このことから、おおよそ合法性を確認した回答事業者は9割にのぼることになる。



(8) 合法性確認に至らなかったもの（または合法性を確認したもの）の割合（木材・木材製品別）（問2-2(2)）

合法性確認に至ったかどうかについて、各事業者が取り扱っている木材・木材製品を、下表のように6つに分類し、それらについて合法性確認の状況をみた。その結果、「チップ、小片、おが粉、パルプ、ペレット、紙製品」等の製品についてはすべて、合法性が確認されており、一方で「その他製品」（木園芸品・家具・建具・フローリング）の場合は、合法性確認に至らなかったと回答した事業者の割合は66.7%と高くなっていた。紙製品や、チップ、小片、おが粉、パルプ、ペレットなどで合法性確認されたものが100%となっていたのは、これらの製造工程において複数の樹種が混入することが少ない、またはサプライヤーが比較的少ないために、合法性確認が比較的容易であることによるものと考えられる。一方、これら以外の製品については、合法性確認に至らなかったと回答した事業者の割合は20～30%台となっており、製品による顕著な違いはみられな

った。

また、合法性確認に至らなかった製品が、同一種類の製品のなかで2割以上存在するものがあつた（重量・体積・数量ベース）と回答した事業者は6社であつた。合法性確認に至らなかったものが2割以上存在したと回答した事業者の製品別割合をみると、製材(23.1%)、単板(25.0%)、エンジニアードウッド(31.6%)で高くなつていた。

合法性確認に至らないものがあつたと回答した事業者の割合(木材・木材製品別)

	各製品を扱っている事業者の総数(複数回答可)	合法性確認に至らなかったものがあつた事業者の数(%)	重量・体積・数量ベースで合法性確認に至らなかったものが2割以上あつた事業者の数(%)
丸太・原木	31	7 (22.6)	3 (9.7)
製材(角材・ひき板等)	26	9 (34.6)	6 (23.1)
単板	8	3 (37.5)	2 (25.0)
エンジニアードウッド(合板、単板積層材、集成材)	19	6 (31.6)	4 (21.1)
チップ、小片、おが粉、パルプ、ペレット、紙製品	14	0 (0.0)	0 (0.0)
その他(木園芸品・家具・建具・フローリング)	3	2 (66.7)	0 (0.0)

(9) <十分な合法性確認にもかかわらず、合法性確認に至らない理由—長いサプライチェーン>
問 2-2(1)において、合法性確認に至らなかった製品があると回答した事業者(合法性確認に至らなかった割合が製品別で2割以上あつたと回答した6事業者および、合法性確認に至らなかった割合は同一製品中2割未満であつたと回答した8事業者、そして合法性確認に至らなかった製品があるがその割合が不明の1事業者のあわせて15社)について、採用している合法性確認措置(問2-1)を点数化したところ、下表のようにまとめられた。

合法性確認に至らなかったと回答した15事業者が採用している、合法性確認措置の数

事業者	合法性確認に至らなかった木材の外材/国産材の区別	採用している合法性確認措置(1)と項目6のうち、採用している項目の合計	採用している合法性確認措置(2)(項目6を除く)のうち、採用している項目の合計
A社	外材	6	1
B社	外材	3	2
C社	外材	6	9
D社	外材	6	4
E社	外材	6	8
F社	外材	6	3
G社(2割未満)	外材	6	8
H社(2割未満)	外材	6	6
I社(2割未満)	外材	6	9
J社(2割未満)	外材	5	1
K社(2割未満)	外材	6	9
L社(2割未満)	外材	6	10
M社(割合不明)	外材	1	1
N社(2割未満)	国産材	5	0
O社(2割未満)	国産材	2	3

表にあるとおり、クリーンウッド法に具体的に定められている項目 1～6 のすべてを採用しているのは、10 事業者にのぼっていることが分かった。このことから、クリーンウッド法に従って合法性確認を行ったうえで、合法性確認に至らなかった木材・木材製品があるとする事業者が一定程度存在している、ということが明らかとなった。また、これら 15 事業者すべてが、項目 7 以降の事業者独自の確認措置についても何かしら採用していることが分かった（注：ただし、確認している項目が少ないことをもって、合法性確認の実施が不十分だとは言えない点は注意を要する）。そのなかには、多くの項目について、つまりあらゆる手を尽くして合法性確認を実施している事業者も若干みられた。

このように十分な合法性確認を行っているにもかかわらず、合法性を確認できない理由について、自由記入欄に記入している事業者もみられた。それによると、海外工場での加工プロセスで合法性確認されたものとそうでないものが混入すること、仕入先や取引業者が多いこと等によりサプライチェーンの途中で合法性確認が困難となる点が挙げられていた（「自由回答のまとめ」＜合法性確認が困難である点についての指摘＞参照）。

(10) <合法性確認における問題点—合法性確認の判断基準が事業者により異なる>

上述のように、合法性確認に至らなかった事業者は一定程度存在し、その理由として、製品が複数の樹種により構成され、かつ、複数の事業者が加工プロセスに関与することによる合法性確認の難しさが挙げられていた。しかし、複数の事業者への個別の聞き取りにより、そもそも、合法性確認に至ったかどうかの判断が各事業者により異なっていることが明らかとなった。そのため、問 2-2 の結果は、各事業者が各自の判断基準に基づいて行った合法性確認の結果であって、確認したかどうかの判断基準が異なる場面もある点について留意が必要である。事業者への聞き取りにより、合法性が確認されたかどうかの判断基準の例として、事業者が仕入れた商品の伝票に合法材であるとの記載があるもののみを合法性が確認されたものとみなしている場合もあれば、伐採地からのトレーサビリティの上で必要な書類が揃っている場合にのみ合法性確認がされたものとみなしている事業者もみられた。また、書類は揃えたが、自社の判断により合法であるとは言えない可能性が高いと判断する場合があるとする企業もみられた。さらには、合法性確認を行う木材製品の対象を限定している例もあり、国内調達した海外材については取扱量が少ないため確認しないとしている場合や、国産材であればリスクが小さいとして書類確認はせずに合法材であるとみなしている場合もあった。

合法性が確認されたかどうかの判断基準の例

分類	事業者	内容
書類の確認を重視	A 社	書類は揃えたが、（自社の判断により）合法であるとは言えない可能性が高いと判断する場合がある。
	B 社	事業者が仕入れた商品の伝票に合法材であるとの記載があるもののみを合法性が確認されたものとみなしている。
トレーサビリティの実施が前提	C 社	伐採地からのトレーサビリティの上で必要な書類が揃っている場合にのみ合法性確認がされたものとみなしている。
合法性確認を行う木材製品の対象を限定	D 社	国内調達した海外材については取扱量が少ないため確認しない
	E 社	国産材であればリスクが小さいとして書類確認はせずに合法材であるとみなしている。

(11) 合法性確認に至らなかったものの伐採地と樹種 (問 2-3)

合法性に至らなかったと回答した事業者数 16 の具体的な伐採地は、下記のとおりである。もっとも多いのはロシアであり、中国がそれに続いた。

合法性確認に至らなかった伐採地 (N=16)

国名	国別腐敗認識指数 (CPI) (2018)	フェアウッドのリスク評価	回答事業者数	国名	国別腐敗認識指数 (CPI) (2018)	フェアウッドのリスク評価	回答事業者数
ロシア	138 位	高	7	ニュージーランド	2 位	低	1
中国	87 位	高	6	アメリカ	22 位	低	1
ベトナム	117 位	高	4	チリ	27 位	低	1
日本	18 位	低	2	フランス	21 位	不明	1
タイ	99 位	不明	1	ルーマニア	61 位	高	1
ミャンマー	132 位	高	1	フィンランド	3 位	低	1

※フェアウッドのリスク評価 https://www.fairwood.jp/consultation/howto_dd_02.html#step2_1_2

合法性確認に至らなかった樹種として挙げられていたものは 26 種と多種類にわたった。なかには植林木もみられた。一般に、植林木は天然林からの木材よりも追跡が容易であると考えられるが、植林木が、その他複数の樹種を使用した製品に使われることにより、生産・流通に関与する事業者が多数にのぼることで、合法性確認が困難になるものと考えられる。

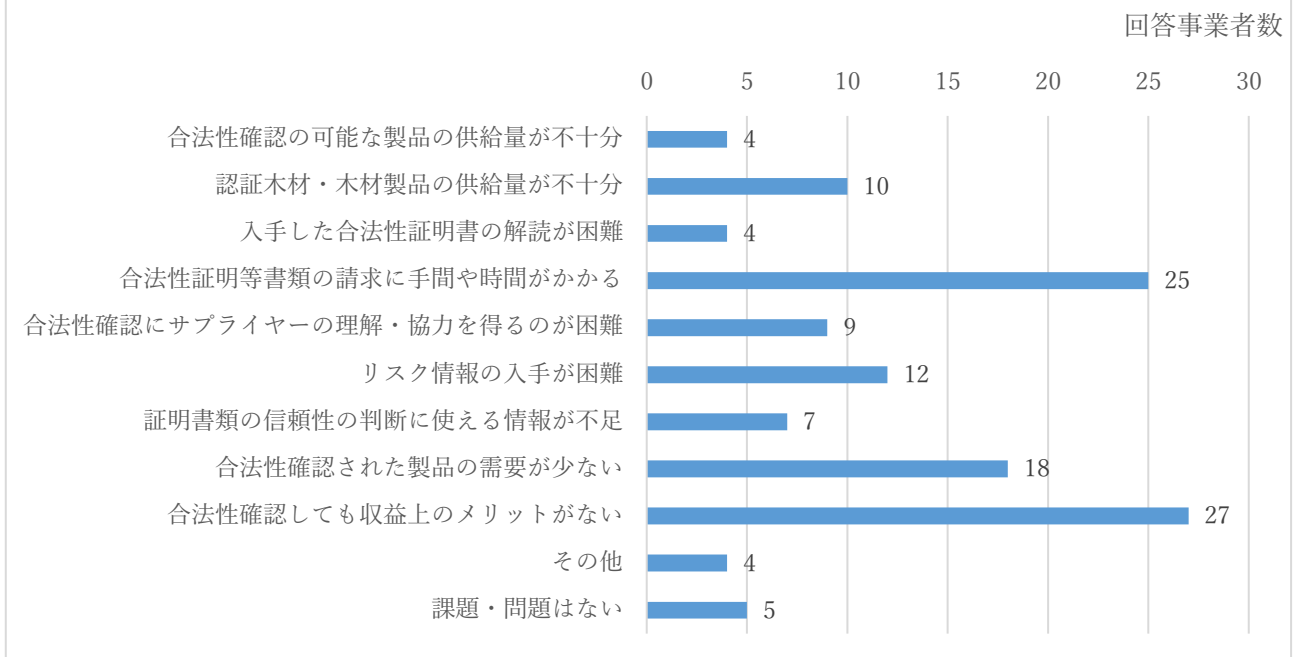
合法性確認に至らなかった樹種 (N=16)

産地および樹種名	樹種の総数	産地および樹種名	回答事業者数
<北米・欧州・中国>	14	<太平洋・東南アジア・アフリカ>	7
レッドパイン	1	アカシア	1
ラジアータパイン	2	スタイラックス	1
パイン材 (ロシア)	1	ラバーウッド	1
ベイマツ、レッドウッド、アカマツ	6	南洋材 (MLH)	2
ベイツガ	1	チーク	1
ホワイトウッド	3	カリン	1
タモ	1	サペリ	1
ウォールナット	1	<日本>	5
アメリカンチェリー	1	スギ	4
ハードメープル	1	ヒノキ	3
カバ	1	ケヤキ	1
オーク	1	マツ	1
ポプラ	3	カラマツ	1
ユーカリ	2		

(12) 合法性確認を行う際の課題・問題点 (問 2-4)

合法性確認を行う際に感じている課題や問題点をたずねたところ、「合法性確認を行っても、事業者に収益上のメリットがない」、「合法性確認に手間や時間がかかる」と回答している事業者が多く、それらに次いで、「合法性確認された製品の需要が少ない」という回答が多くなっていた。手間や時間を費やすにも関わらずメリットがないと感じていることが、問 2-1 において、採用している合法性確認措置の少なさに影響を与えているとみられる。

合法性確認の課題・問題点 (N=49、複数回答可)

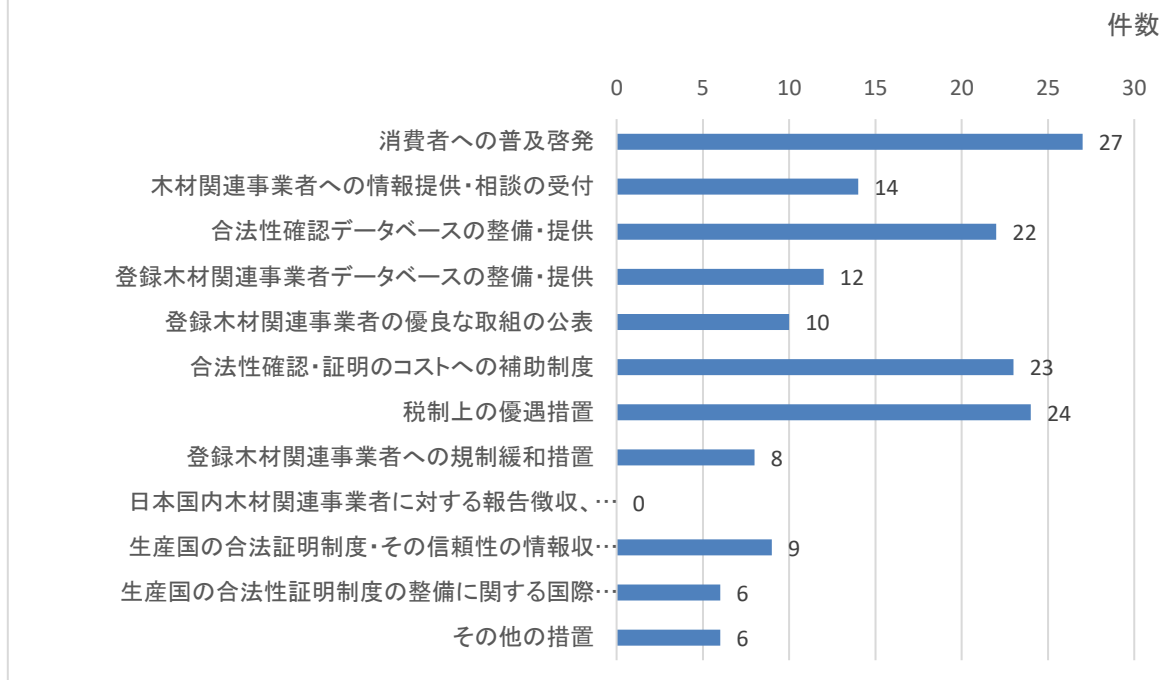


(13) 合法性確認をすすめる上での政府や環境団体への要望 (問 3-1)

政府や環境団体への要望として、「消費者への普及啓発」がもっとも多くなっていた。消費者が合法木材を積極的に選択すれば、事業者として収益上のメリットを得ることができ、そのことが合法木材を取り扱うインセンティブになると事業者が考えていることが示唆される。

また、政府への要望として、補助制度や税制上の優遇措置を望んでいる事業者も多く、政府や環境団体への要望として、合法性確認データベースの整備・提供への要望も多くなっていた。

日本政府や環境団体への要望 (N=45、複数回答可)



なお、「生産地・生産国における合法証明制度やその信頼性に関する情報収集・公開」との回答（9件）の自由記入欄に書かれていた生産地・生産国には、ロシア、中国、ベトナム、東南アジア（諸国）、日本、既に（クリーンウッド法で）公開されている国以外の他の全ての国・地域、が挙げられていた。

さらに、「生産国における合法性証明制度の整備や、その信頼性向上に関する国際協力・交渉」との回答（6件）の自由記入欄に書かれていた生産国には、ロシア、中国、ベトナム、既に（クリーンウッド法で）公開されている国以外の他の全ての国・地域、が挙げられていた。

(14) 自由回答

問3-2 自由回答、問3-1 項目12の自由記入欄、問2-4 自由記入欄に記入されていた内容は、以下のとおりである。クリーンウッド法遵守の上での問題点や提案が多く寄せられた。

○クリーンウッド法関連

<p><合法木材助成策についての評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 林野庁事業「外構部の木質化対策支援事業」（平成30年度補正予算事業）は、クリーンウッド法により合法性確認された木材の利用促進を目的とする助成制度として成功した例である。
<p><合法木材助成策の問題点の指摘></p> <ul style="list-style-type: none"> 林野庁事業「外構部の木質化対策支援事業」（平成30年度補正予算事業）は、予算額がすぐそこを突いたようで、アナウンスした建築業者に多大な迷惑をかけてしまった。期限などを今後は明確にしてもらいたい。
<p><クリーンウッド法の周知の必要性></p> <ul style="list-style-type: none"> 大手会社の中にも、植林木は全てOKだが、FSCは不可という会社がある。より周知が必要である。 普及啓発の促進
<p><合法性確認が困難である点についての指摘></p> <ul style="list-style-type: none"> FSC等においてチェーンが繋がらない②北米、特に米国でのFSC取得率が少なく、認証会社が少なく制約がある。 中国国内において、「政府が発行した正式な伐採許可証」を持つ木製品工場から木製品を購入しているが、工場での加工プロセスを経るため、輸出時のインボイスと許可された木材との照合ができず、クリーンウッド法の観点からは合法性の確認が取れない点、②上記以外にも海外の工場等から、材料として種々な樹種を使用した家具や木製雑貨品を輸入しているが、仕入先が多岐にわたること、サプライチェーンが長いこと、加工プロセスを経る段階でどの材であるか等のトレーサビリティの実施が困難な場合が多い。 複数の樹種で構成され、伐採国・地域も異なる製品は確認の難易度が高い。
<p><合法性確認の費用対効果に関する疑問></p> <ul style="list-style-type: none"> コストに見合わないことを続けることは非常に困難である。また、顧客が求めていること、弊社にとってもメリットの殆どないことに取り組むのは非常に辛いことである。 生産地（国）によっては、信頼性の問題で取り寄せる資料だけでは、合法性を確認できないことがある。日本の各社が、その国の法律も理解できていない中で、異国へ行つてのDDを実施することは、効率的でない。 FSCで対応しており、追加の手続き・作業はなるべく減らしたい。
<p><合法性確認の負担軽減に関する提案></p> <ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンのリスク評価は、自社で実施するとしても、原産地および樹種に関するリスク評

価は、だれも見たり、使用することができる一般的な評価（見解）があっても良いのではないか（例：「中国/一省のポプラは、伐採においては低リスクと考える。」「そのように評価した証拠は、このような事によります」など）。また、こうした情報が、地球・人間環境フォーラムや日本政府のホームページで確認できるとよい。後者であればベスト。

<クリーンウッド法義務化の要望>

- ・ 木材取扱業者のクリーンウッド法登録は努力義務でなく、義務化する法律に改正すべき。（特に、一次輸入業者は必須とすべき。）

<クリーンウッド法に関連するその他の要望や苦情>

- ・ 年度報告の簡素化
- ・ 日本政府の今後の本法律に関する改正見通し等について、政府関係者から情報を得る場を作ってほしい。
- ・ 運用実施内容について不明確な点が多く、問い合わせしても明確な返答が頂けない。

<各種合法性関連制度統合の提案>

- ・ 各合法木材関連制度の統合
- ・ 色々な認定（発電利用に供する木材バイオマス認定事業所、木材・木材製品の合法化等の証明）などあるが、クリーンウッド法一本化は必要ないのか。

○合法性確認関連制度以外

- ・ 輸入関税のタリフ明細が昔に規定されたままで、植林木のファルカタの方が天然林のラワンより関税が高い（合板）。天然林からの木材の利用が歓迎されるような関税となっている。

3. 提案

木材伐採国・地域や輸出国におけるガバナンスの脆弱性の問題から、合法性の確認を伐採国・地域の政府が発行する証明書などの書類だけに頼るというスタンスでは企業として違法伐採のリスクを軽減することは難しいとされている。そのため、フェアウッド・パートナーズでは、クリーンウッド法が日本の国内市場への違法伐採木材流入を防ぐ効果を発揮するために、同法の運用について以下を提言してきた²。

- ・ 木材デューデリジェンス（以下、DD）を行う際の判断基準（木材関連事業者の判断基準となるべき事項）において、伐採国・地域での土地の利用等に関する第三者の権利を含め合法性の定義をより明確に定めること
- ・ 木材 DD の判断基準の内容について、伐採国政府が発行した合法性を示す書類の取得のみで終わらせず、事業者は書類の根拠とされた事実に関するリスク情報を得て、合法性に関するリスク評価を行い、そのリスクを緩和すべきと明記すること

今回のアンケート結果から、登録事業者による合法性確認において、①書類の取得のみで終わっており、リスク情報の収集が十分に行われていないこと、②合法性確認の判断基準が事業者によって異なっていること、の二つの点が少なくとも明らかとなった。また、③十分な合法性確認措置を採用しているにもかかわらず、長いサプライチェーンのために、合法性確認に至らないケースもあるとの指摘もあった。さらに、④多くの事業者が、合法性確認を行うことは手間がかかり、収益上のメリットにつながらないと考えていることが明らかとなった。

² たとえば、2016年4月公表「日本の新たな違法伐採対策法について」(https://www.fairwood.jp/news/pr_ev/2016/160428_pr_ngolctter.html) など。

①については、フェアウッド・パートナーズで提言してきたように、事業者はリスク情報の十分な収集のもとに、リスク評価を行うことが必要である。そして、事業者によるリスク評価の実践を後押しするために、政府や業界団体のみならず、NGOも含めたマルチステイクホルダーによる協力体制を作ることが求められる。

②については、合法性確認の判断基準及び確認方法について政府あるいは登録実施機関による詳細なガイドラインが示される必要がある。

③のようなケースに対しては、どのような合法性確認策が可能かを、政府を含め、関係者が検討することが必要である。

④については、クリーンウッド法の事業登録を行ったうえで合法性確認を行うことが事業者のメリットとなるよう、違法伐採問題に対する社会全体の認知度を高めていく取り組みが求められる。